

平成 25 年度 第 2 回市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 25 年 7 月 24 日（水） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 50 分まで
開催場所	保健福祉センター 団体活動室 1
出席者	委員 吉井信行会長, 池川悟副会長, 坂野喜隆委員, 小林茂委員, 林章委員, 谷本滋宣委員, 土山勝實委員, 野崎恒昭委員 事務局 市民活動支援課 川上課長、五十畑主事、元田主査補 欠席者 上坂千昭委員, 加藤重雄委員 傍聴者 0 名
議 題	1. 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 2. 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について
資 料	1. 資料 1 平成 24 年度市民参加実施状況の総合的評価 2. 資料 2 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について

【事務連絡】

- 事務連絡として、前回会議において課題となっていた評価項目の見直しについては、前回に提出した資料は、今までの意向を踏まえて作成したところであるが、委員間の理解に隔たりが生じていたことから、事務局では、今年度の意見を踏まえて、逐一状況について、質が高いか、低いかにについて、望ましい方法かどうかについて議論を行うこととしたい。そのため、今年度については、評価は従来の基準で行うこととする。

【開 会】

【会長あいさつ】

- 今期は、今日と次回の会議が評価の山場となる。いつものように、評価についての審議はきちんと仕上げ、評価方法を含めて、近い将来に向かって、より良いものとするように諮り、次にきちんとつなげて行こうと考えている。
- 会議の予定としては、2 時間の会議を予定しているが、評価すべき事項が終わるまで行う予定である。
- 議題としては、評価についての審議と今後の進め方について議論を行うこととなっている。議題 2 については、どれだけ議論ができるかわからないが、早速取り掛かりたいのでご協力をお願いします。

【議 題】

議題 1 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

各委員があらかじめ評価を行った資料 1 平成 24 年度市民参加実施状況の総合的評価委員評価結果をもとに、会長の進行のもと、評価項目ごとの評価について各委員から意見を聞いたうえで、委員間で議論を行った。

1. 白井市除染実施計画策定事業

【主な議論】

- 審議会について、第7回までの会議について公開しているにも関わらず、会議録を公表しないことは、条例に照らし合わせて問題があると考えるが、第8回以降の会議の会議録の公表については評価する。
- 審議会の公募委員を増員していることは評価するが、委員の選定にあたり、放射線の影響について心配している子育て世代や応募があったのにもかかわらず農地として土地を所有している人が多い在来地区の人から選定されなかったことは残念である。委員の選出方法や基準については、事業の内容によって工夫が必要と考える。
- 除染の実実施計画の策定と除染計画の見直しが同じ審議会で行われている。事業が連続して行われているので、策定の段階と見直しの段階をわかりやすくする必要がある。
- パブリックコメントに寄せられた意見の件数からも市民の関心は非常に高いことがわかる。結果として素案に反映されなかった意見が多かったことは残念である。意見の求め方にも工夫が必要ではないか。
- 市民の関心の高さに比べて、会議録の公表やホームページの取り扱いなど市民への情報提供が全体的に不足している。市民への情報提供は、もっと数字や図を使い、わかりやすく実施すべきである。
- 本事業においては、全市民に関する事柄であるので、意見交換会を開催するなど、もっと市民からの意見を反映させる市民参加の方法を採用すべきであった。

2. 白井市暴力団排除条例制定事業

【主な議論】

- 非常に専門性の高い事業であり、また広域で取り組む必要のある事業であることから、近隣自治体と歩調を整える必要性があり、「早く作る」ことが求められている事業であるので、意図的に行われているのかもしれないが、市側の一方的な事業推進の印象が強い。ワークショップを開催する必要はないまでも、非公開であったとしても審議会設置はあっても良かったかもしれない。
- 市民の安全に関することであり、また審議会こそ設置されなかったが意見交換会を行うなど、担当者の意気込みを高く評価する。しかし、意見交換会には27名もの参加者があったのにもかかわらず、パブリックコメントの実施に伴い1件も意見が寄せられなかったことについては「どうして意見が寄せられなかったのか」ということについて、特に情報の提供方法や暴力団排除という暴力団が不利益を被る事柄について市民が意見を出す「パブリックコメント」という市民参加の手法を市民が躊躇したのではないかなどの検証が必要だと感じる。

3. 白井市地域福祉計画策定等事業

【主な議論】

- 様々な市民参加の手法の実践に取り組んでおり、広報に適宜情報を提供するなど熱心に事業を展開していることを評価する。
- ただし、委員募集に際して、委員構成や委員の数などの点で、特に公募委員の比率が少ないこと、地域に偏りがあることなどもう少し工夫が必要であったと考える。
- また、策定作業部会をワークショップとして見なすならば、非公開であったことは、条例第22条に反する。
- 審議会における公募委員の選出について、選考基準を公表していないことは課題である。
- 審議会の公募委員について、2人の枠というのは、1人が欠席した場合、1人のみの意見となる。委員の数が多い場合、ほとんど意見が反映されないので、3人以上が必要と考える。また、在来地区からのみ委員が選出されている状況は、高齢化というニュータウンが抱えている問題や人口比率などを考えると非常にバランスが悪く、計画期間の割に会議回数が少ない。
- 意見交換会や住民座談会など土日や祝日開催を心掛けており、評価するが、地域福祉という観点からすれば、審議会の休日開催などの工夫も必要であったのではないかと。

4. 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業

【主な議論】

- 市民参加は、バランスよく計画されており適切な取り組みである。各評価項目においても、万遍なく積極的に取り組んでおり、前向きな姿勢について、良い取り組みとして評価をする。
- 今回の策定にあたっては、審議会や意見交換会を採用しているが、今後の課題として、本事業の趣旨は、市民参加・協働のあり方と推進にあることから、従来の内容よりも更に実質的な内容を伴った参加が求められることなので、多くの市民の目に触れるように更に工夫をすべきと考える。そのための工夫として、地域の大学生の参加を求めることや、審議会の夜間・休日開催など他の事業を先駆けて実践できればなお良かった。
- 今後の事業の取り組みを期待する。
- 審議会については、公募委員を増員するなど市の積極的な対応もあり、積極的に参加をしていたが、市が選出した充て職の委員の出席率が悪い。選出方法などに問題はなかったか。
- 積極的かつ適切な情報提供であり評価できる。

5. 白井市産業振興条例策定事業

【主な議論】

- 概ね適切である。
- 条例の策定事業は専門的ではあるが、近年の産業振興条例は、市民や事業者と市の協働の視点を入れ、産業振興の啓発などの視点から記述される理念条例であることが一般的である。それにも関わらず審議会における委員 13 名のうち、公募委員はわずか 2 名であり、市民の視点にたった意見が反映されにくい。その一方で、充て職として産業界の代表者を選出することは、利害関係者の調整や彼らによる政策遂行（実施）の確実性の観点から、意見もまた重要である。これらの構成比率などについては、柔軟に運用する必要がある。
- 産業振興という観点は、いろいろな立ち位置について議論する必要性があることから、専門性という観点で、市民であっても、相応の知識が求められる。
- また、産業振興の近年の特徴として、消費者の観点が重要であることから、消費者である市民のアンケート以外にヒアリングなどの消費者団体の意見などを採り入れるしくみがあればなお良かった。
- 情報提供や事業の PR が全体的に少なかった。市ホームページの活用などの工夫が必要である。

議題 2 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について

【事務局から】

- 資料 2 をもとに説明。当初の予定では、4 回の開催で終了させる予定であったが、評価対象が想定よりも 3 事業増加したこと、評価の見直しについては、委員の意見が分かれることから個別に審議が必要となったこと、見直しについて方向性を明らかにする必要があることから、当初の審議会開催回数では、審議を尽くすことが難しいと思われる。
- 評価結果については、事業間のバランスを取る必要があるため、後日にまとめて精査する時間が必要であり、現状のままの回数で会議時間を大幅に増加した場合は、審議内容を簡略化せざるを得ない。
- ついては、十分に審議するためには、会議回数を追加することを検討する必要があると考えるが、審議会として意見をいただきたい。
- 「美しい景観推進事業」については、当初から市民参加の手法として「アンケートの実施」を挙げていたところであるが、担当課から昨年度の審議会で指摘があったように市民参加の手法として適切でない対応であったことから取り下げたいとの要望があった。今年度の評価において取り下げを行うこととしてよろしいか併せて審議をいただきたい。

【主な議論】

- 質の評価を行うにあたっては、政策について良い・悪いといった中身の議論を行わずに、表面的に行うことは無理がある。というのも、今回の審議でも議論となったが、審議会において、どのような人を求めるべきかは、例えば、専門的な内容を議論する際に、全

くの素人を選ぶべきか、ある程度精通している市民を選ぶかなど市民参加の質に大きく影響してくる。

- 政策の中身に触れることなく、市民参加の手法について質を評価するにあたっては、現在は帳票により評価しているが、突き詰めると担当課のヒアリングなどを制度的に行う必要もあるのではないか。
- 現在の審議の回数では、評価すべき事項が3つも想定よりも多かったことから、このような議論を行うことは、事務局の指摘のとおり難しいと考える。少なくとも2回の追加の議論は必要である。
- 質の議論も大切なことではあるが、まずは、1つの大きな宿題である平成24年度に実施した事業について評価を行うことが必要と考える。当初の予定を大きく変更しないで検討した場合、9月早々にでも会議を行う必要があるのではないか。
- 評価や質について議論を行うのは、12月に行わないと間に合わない。市は、来年度予算に反映させるために年度内に答申を受けたいと聞いている。中間答申という形でも可能か。

→今期の市民参加推進会議については、任期は来年6月末までである。従って、中間答申という方法も可能ではある。ただし、紛らわしいので、年度をまたがないで、今年度中に開催する必要がある。また、1回だけ会議を行うというのでは、議論が深まらないと考える。

(評価項目の取り下げについて)

- 評価項目については、あらかじめ、予定されたものであり、既の実施しており、昨年度についても評価を行っているのであるから今年度についても評価を行うべきである。
- 評価を行わないということということは、いずれにしろ評価点数がなくなり、今の状態よりも点数が減点されることが明らかなので構わないのではないか。市の考え方が、条例で規定する市民参加の方法を満たさないから除外したいというのは、条例に適合した正しい方法なのではないか。
- 評価を取り下げるとするのは、任意性を認めることにつながるもので、認められない。このようなあり方は審議会への諮問としては認められないのではないか。

→以前にも、中間時点で評価を行ったものの、事業自体が完了されず、途中で中止されたことから、評価事項から取り下げた事例もある。市民に大きな影響があるものであるなど、特別に検証すべき事例であれば別であるが、あくまでも諮問に基づき評価を行うものであるので、条例に該当する事業については、評価を行う必要があるが、それに満たないものをその他の市民参加の方法として取り扱うか否かは、市長（担当課）の判断である。

[結論]

- 審議会は評価対象事業が増えたことから、2回の追加が必要と考える。
- 審議会の開催にあたっては、早急に評価を行う必要があることから、9月4日（水）に1回評価のための会議を開催する。もう1回の会議は、10月・11月の会議の進捗状況

を見ながら開催時期を決定する。

- 「美しい景観推進事業」におけるアンケートの評価については、審議の結果、委員の大多数が評価をすべきと考えていることが明らかとなったことから市民参加推進会議の意見として、「評価項目として取扱いたい」との意向が示された。委員の意向については理解したが、諮問については、あくまでも市長が市民参加推進会議に対して行うものであることから、審議事項の取り扱いについては、市が次回会議までに決定することとする。

【その他】

- 次回は、9月4日（水）保健福祉センター 3階団体活動室3で行う。
- 審議内容は、事業番号6～9までの評価と、本日評価した事業番号1～5までのまとめについて審議することとする。

[第2回会議終了 17:50]